

営農ウィークリーNEWS

早めに！水稲栽培管理第3弾～カメムシ編

昨年 2020 年産米の等級落ちの主な要因は、高温障害による乳心白や未熟粒が多くみられたことと害虫被害によるものでした。植え付け直後からジャンボタニシ食害による初期生育の停滞に始まり、コブノメイガによる止葉の食害、秋ウンカと呼ばれるトビイロウンカの吸汁加害、そして相変わらずカメムシ類の吸汁による斑点米の発生が多くみられました。

畦畔等で生息しているカメムシ類がイネの出穂と共に水田に移動、更に産卵し幼虫が再び吸汁加害します。出穂初期の吸汁は不稔粒に乳熟期以降の吸汁は斑点米につながります。

まず畦畔の草刈りを！

カメムシ類にとってえさ場であり産卵場であるイネ科雑草の管理の徹底が、何と云ってもまず大切です。出穂2週間前までに必ず除草を行います。出穂直前の除草は、カメムシを本田に追い込んでしまう恐れがあるため早めに終了します。

薬剤防除は…

薬剤防除ではスタークル粒剤もしくはスタークル豆つぶを基本とします。多発が予想される場合はキラップ粒剤を併用してください。



本年 2021 年産米は、「雨にも負けず風にも負けず虫にも夏の暑さにも負けぬ丈夫なイネ作り」を是非とも実現しましょう！特にジャンボタニシ、トビイロウンカ、カメムシ類等には早め早めの準備を心掛け、高品質米づくりを目指してください！！

—TAC information—

カメムシ防除で斑点米を防ごう！



スタークルは浸透移行性を有し、カメムシ類に高い殺虫効果を示すとともに吸収阻害効果もあり、効率的な斑点米効果が期待できます。使用に当たっては湛水状態（3～5cm程度）で均一に散布し、4～5 日間はその状態を維持し、散布後 7 日間は落水やかけ流しをしないことです。



農業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響で
事業収益が一定以上減少した場合に
固定資産税等の減免が受けられます

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る
固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対応

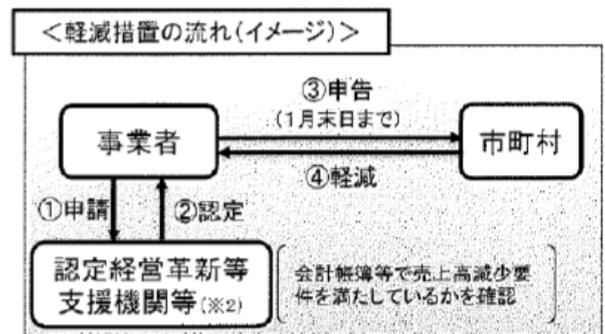
- 以下の要件を満たす中小事業者等^(※1)（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等^(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など (税理士、公認会計士、弁護士など)

※詳しくは中小企業庁のホームページをご確認下さい

お問い合わせ先：

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口

電話：0570-077-322